

再発防止対策の実施状況について

昨年夏以来、相次いで発覚した当社原子力発電所における点検・補修作業に係る不祥事によって、立地地域のみならず、お客さま、広く社会のみならず、大変なご迷惑とご心配をおかけいたしました。誠に申し訳なく、あらためて深くお詫びいたします。

当社は、昨年9月、不祥事の「再発防止対策」として、「4つの約束」^(注)を社会にお示しし、この約束を実現することを社会的使命と位置づけて、全社をあげて取り組んでまいりました。

社会のみならずからの貴重なご意見、お力添え、さらに国や関係機関のご指導・ご支援を得て、再発防止対策は少しずつ軌道に乗り、着実に歩み始めております。

- (注)
- 第1の約束：原子力部門の情報公開を徹底し、社外の方の視点を取り入れて、発電所運営の透明性を高める
 - 第2の約束：社員・組織の的確な業務運営を支援する機能を強化する
 - 第3の約束：原子力部門の閉鎖性を打破し、風通しのよい企業風土を構築する
 - 第4の約束：企業倫理の遵守を徹底する

具体的な当社の再発防止対策の実施状況については、次頁のとおりですが、「4つの約束」にお示しした諸施策のすべては、原子力発電を任されている電気事業者として欠くべからざるものであり、事業の根幹をなす「安全の確保」につながっております。安全を最優先に事業を進めることなくして、社会の信頼回復もあり得ないこと、「安全の確保」と「信頼の構築」が揃って、初めて「安心」が生まれるのであることを、経営層から現場第一線に至るまでの全社員で再確認してまいります。

今回ご紹介させていただく実施状況は、あくまで途中経過であり、これらの実施状況を絶えずチェックして、今後も安全を最優先に、倫理を遵守し、仕事を改善し、よき企業風土をつくり、再発防止をさらに徹底してまいりたいと考えております。どうか引き続きよろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

平成 15 年 2 月

東京電力株式会社
取締役社長 勝俣恒久

4つの約束(計画)	平成 14 年度実施状況
1. 情報公開と透明性確保 ○ 発電所地域情報会議の設置 (14 年度中) ○ 原子力安全・品質保証会議の設置 (14 年 10 月) ○ マニュアル・業務プロセスに関わる第三者評価 (14 年度中)	福一、二 1/14 立地地域により設置 ▲ 2/6 第1回 ▲ 柏崎刈羽 立地地域により年度内設置予定 ▲ 11/15 設置 12/19 第1回 2/13 第2回 11/15 四社と契約、年度内に報告書を取りまとめ
2. 業務の的確な遂行に向けた環境整備 ○ 現行の業務相談窓口の拡充 ○ 企業倫理相談窓口 (14 年 10 月) ○ 監査・業務考査の強化 ○ 文書・業務記録管理のさらなる徹底 ○ 規程・マニュアルの総点検と法令等の改定に向けた提言 (14 年 10 月～)	11月～ 法務部門増員 10/31 企業倫理相談窓口設置 1/20 資材取引相談窓口設置 10/18 原子力相談窓口設置 企業倫理遵守に関する行動基準を反映し実施予定 2月 原子力部門のマニュアル制定 年度内に総点検終了、制定・改定周知までの加工作成予定
3. 原子力部門の社内監査の強化と企業風土の改革 ○ 原子力品質監査部の設置 (14 年 10 月) ○ 品質監査部(原子力発電所)の設置 (14 年 10 月) ○ 原子力部門管理職のキャリアパスとしての他部門経験機会付与 (14 年度～) ○ 若手層への営業第一線職場研修 (14 年度～) ○ 社外人材登用 (14 年度～) ○ 技術系他部門との人材交流 (14 年度～) ○ 原子力各部門間での人事交流 (14 年度～) ○ 社内コミュニケーション活性化 (14 年 10 月～)	10/15 設置 11/1 設置 9月～(実績6名) 9月～(実績45名) 10/18～11/15 採用募集 1/1、2/1 採用(6名) 9月～(実績23名) 9月～(実績17名) 10月～継続実施
4. 企業倫理の徹底 ○ 企業倫理委員会の設置 (14 年 10 月) ○ 企業倫理統括事務局の設置 (14 年 10 月) ○ 企業倫理推進のための社内ネットワーク ○ グループ会社を含めた体制の整備 (14 年 10 月～) ○ 企業倫理遵守に関する行動基準の作成 (~14 年 12 月) ○ 企業倫理遵守のための教育と研修の実施 (14 年 10 月～)	10/31 第1回 11/27 第2回 12/24 第3回 2/26 第4回 10/15 企業倫理G設置 11/27 本店各部、各事業所に企業倫理担当設置 2/7 グループ会社倫理担当者会議 第2回～第4回倫理委員会で審議、年度内制定予定 役員・部長級、事業所長級、企業倫理担当者対象の研修

再発防止対策実施状況について ~ 4つの約束の展開 ~

第1の約束：情報公開と透明性確保

~ 情報公開を徹底し、社外の視点を取り入れて透明性の高い発電所運営を行います ~

原子力発電所の業務運営に関する情報を公開し、発電所運営が適切に行われていることをご確認いただけるようにいたします(立地地域による発電所地域情報会議の設置と当社の情報公開の考え方を決定)

発電所運営に関する地域の声をうかがいます

社員同伴の上、発電所内の現場をはじめ発電所構内の可能な限りのアクセスを保証します
安全運転を確認するために必要な情報を提供します(核物質防護・不拡散に関わる情報、個人情報、意思決定プロセス等を除く)

1) 「福島第一原子力発電所」, 「福島第二原子力発電所」

- 立地 4 町(双葉, 大熊, 富岡, 楢葉)を中心に検討し, 所在町協議会で設置を決定(15.1.14)
 - ・ 名称: 「福島県原子力発電所所在町情報会議」(議長: 高倉吉久東北放射線科学センター理事)
 - ・ メンバー: 23名(立地 4 町推薦の自治体・商工関係者の方々等各 5 名, 高倉議長, 両発電所長)
- 第 1 回会議: 2 月 6 日開催。第 2 回会議は 3 月下旬開催の予定。4 回/年程度の頻度で実施

2) 「柏崎刈羽原子力発電所」

- 柏崎市を中心に, 県, 刈羽村, 西山町の行政及び立地地域の代表メンバーで準備会にて議論
 - ・ 名称: 「柏崎刈羽原子力発電所の安全運転を確保する地域の会」(仮称)
 - ・ メンバー: 商工会議所, JA, 地域住民の方々等 計15名
 - ・ 「地域の会」は毎月 1 回開催し, 住民代表の方々のみ集まりとし, 事業者から情報を得て意見交換する。年 4 回, 「地域の会」に自治体, 国, 事業者を含めた「情報共有会議」を開催
 - ・ 自治体, 当社を加えて 3 回の準備会を開催。本年度内に第 1 回「地域の会」を開催予定

第三者による原子力安全・品質監査の仕組みを整備いたしました

原子力安全・品質保証会議設置 (敬称略)

- ・ 議長: 成合英樹(筑波大学名誉教授)
- ・ 社外委員: 犬伏由利子(消費科学連合会副会長), 高倉吉久(東北放射線科学センター理事), 竹野下喜彦(弁護士), 中條武志(中大理工学部教授), 広瀬弘忠(東京女子大文理学部教授)
- 第 1 回会議: 12月19日開催。GE 社指摘事項に関する調査報告書の概要, 自主点検作業の総点検に関する報告, 監査の進め方とH14下期監査テーマの選定などを審議
- 第 2 回会議: 2月13日柏崎刈羽原子力発電所にて開催。現地視察を踏まえた原子力安全・品質保証に関する意見交換実施。社外委員の方々からの主なご意見は下記のとおり
 - ・ 原子力を運営するシステム, ソフト面をどうやってきちんとしたものにしていくかに意を用うべき
 - ・ マニュアルの整備にあたっては, ルーチンの手続きを明定するだけでなく, リスクに適切に対応できるようにすることをねらいとして進めていくべき など
- 第 3 回会議: 3月下旬開催予定(監査結果報告)

第三者機関によるマニュアル・業務プロセスのチェック

- 業務遂行上のルール明確化及び業務プロセスの改善を図るため, マニュアル類の整備・見直しを進めている(不適合管理, 文書・記録管理, 検査・試験管理に係るマニュアルの制定を終了)
- マニュアル類の整備・見直しにあたっては第三者機関の評価結果を活用している
 - ・ 第三者機関としてロイドレジスター・クオリティ・アシュアランス・リミテッド社と委託契約を締結(11月15日)
 - ・ JEAG4101, ISO9001に基づき, 不適合管理, 文書・記録管理, 調達管理, 設計管理, 検査・試験管理等を対象に年度末までに 8 回のレビュー実施。3 月末に報告予定

第2の約束：業務の的確な遂行に向けた環境整備

~ 社員・組織の的確な業務遂行を支援する機能を強化します ~

社長指示により, 全店所において不具合事例を抽出しています

法令上, 倫理上の悩みを気軽に相談できる窓口を設置いたしました

- 「原子力部門専用相談窓口」の開設(10月18日): 電子メール, イン트라ネット, 電話で受付
- 「企業倫理相談窓口」の開設(10月31日): 電子メール, イン트라ネット, 郵便, 電話で受付
 - ・ 寄せられた相談は企業倫理委員会に報告し, 社会およびお客さまの信頼を損なうと判断した事案については, 事案の内容・対応経過・再発防止策を公表
- 「資材取引相談窓口」の開設(1月20日): インターネット, 郵便, 電話で受付
 - ・ 取引上の問題を取引先が提起する窓口。内容に応じて, 企業倫理委員会と連携

原子力発電所ごとに組織横断的に「不適合管理委員会」を設置し, 約3,000件(ドアの破損等も含む)の不適合事例を審議しています

全社・全部門にわたる規程・マニュアルの総点検を実施しています

第3の約束：原子力部門の社内監査の強化と企業風土の改革

~ 原子力部門の閉鎖性を打破し, 風通しのよい企業風土を構築します ~

原子力部門における「品質保証」体制を整備いたしました

- 本店に原子力品質監査部設置: 10月15日
 - 原子力発電所に品質監査部(原子力品質監査部の駐在機関)設置: 11月 1 日
 - 「原子力品質保証基本書計画書」制定(1月27日): 原子力部門の業務遂行にあたっては, JEAG 4101, ISO9001を参照して的確な品質保証活動を行うことを明記
 - 社長は原子力安全・品質保証会議に出席し, 社外委員のご指導を仰ぐ
 - 原子力発電の品質監査組織に社外人材を登用(ホームページで一般公募。6名採用)
- 各階層・部門間の問題意識を共有するための社内コミュニケーション活性化を進めています
- ・ 会長: 原子力発電所を含む26事業所, 社長: 原子力発電所を含む11事業所, 原子力本部長: 9事業所(なお, 原子力3サイトについては原則毎週訪問) 他35事業所。継続中

原子力部門と他部門との間の人材交流を随時実施しております

原子力発電所においても風土改革への取り組みを進めております

- ・ 意識改革キャンペーンの実施, トラブル発生時の社員・協力会社との迅速な情報共有

第4の約束：企業倫理の徹底

企業倫理の徹底に向けた体制を整備いたしました

- ・ 企業倫理担当役員設置: 9月25日(会長), 企業倫理事務局設置(10月15日)
- ・ 本店各部, 各事業所に企業倫理責任者・企業倫理担当設置(11月27日)

「企業倫理委員会」を設置いたしました

- 社外委員: 野崎幸雄(弁護士), 三宅なほみ(中京大学情報科学部認知科学科教授), (敬称略) 梅津光弘(日本経営倫理学会理事), 笹岡好和(東電労組中央執行委員長)
- 委員会開催: 第 1 回委員会(10月31日開催), 第 2 回委員会(11月27日開催), 第 3 回委員会(12月 24日開催), 第 4 回委員会(2月26日開催)

「企業倫理遵守に関する行動基準」の作成に向けて取り組みを進めております

- ・ 日常生活, 日常業務の中で, 常に企業倫理遵守を意識して行動するための基準を, 全社員が参加してつくる取り組みを進めている
- ・ パソコンなどを活用して社員相互の意見交換を実施

企業倫理遵守のための教育・研修を随時実施しています

- ・ 役員, 部長, GM級を対象とした講演会: 10月30日, 2月12日開催
- ・ 事業所長, 副店所長, ガタセンター・工事センター所長を対象とした研修: 11月25, 26日, 12月12日実施
- ・ 企業倫理担当対象の研修: 1月20, 24, 27日, 2月5日実施